

本庁舎等整備推進委員会検討部会設置要領

平成 29 年 4 月 13 日

29 世庁舎整第 7 号

(目的)

第 1 条 この要領は、世田谷区本庁舎等整備推進委員会（以下「委員会」という。）設置要綱（平成 29 年 4 月 13 日 29 世庁舎整第 5 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき本庁舎等整備推進委員会検討部会（以下「検討部会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 検討部会は、委員会から指示のあった事項について調査及び検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 検討部会は、別表に掲げる部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会は、必要があると認めるときは、検討部会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第 5 条 部会長は、専門的な事項について調査し、及び検討するため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織その他運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

第 6 条 検討部会の事務は、庁舎整備担当部庁舎整備担当課において処理する。

(雑則)

第 7 条 検討部会の設置及び運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長	本庁舎等整備推進委員会委員長
副部会長	庁舎整備担当部長
部会員	世田谷総合支所長、政策経営部長、地域行政部長、総務部長、庁舎整備担当部長、危機管理室長、財務部長、施設営繕担当部長、生活文化部長、環境総合対策室長、保健福祉部長、都市整備政策部長、道路・交通政策部長、教育委員会事務局次長、区議会事務局長